

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。
・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けず。
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。
平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。
また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。
なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。
詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。
また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）
また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：4 国名：バングラデシュ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：天然ガスインフラ整備事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年2月下旬

2 参加要件

海外におけるガス開発事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年4月24日から2013年4月26日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月15日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：6月上旬

5 業務の目的

バングラデシュにおける主要なエネルギー資源は国産の天然ガスであり、バングラデシュ国民が利用するエネルギーの約5割を占め、発電用燃料、肥料生産の原料として活用されているほか、家庭用や工業用としての用途がある。特に天然ガス消費の半分以上を占める電力セクターでは、発電用エネルギーの約9割を天然ガスに依存している。バングラデシュ政府は電力における天然ガスへの依存度を低下させる方針であるものの、他のエネルギー開発・輸入は予定どおりには進んでおらず、国産の天然ガスの安定的な供給と有効活用は、バングラデシュの電力の安定供給と経済発展にとって不可欠である。

天然ガスの供給は、1990年代まで需要を上回って推移してきた。しかし、2000年代に入り、急速に進む経済成長に伴い、電力・工業のガス需要が急増した一方で、ガス田開発の遅延、ガスパイプライン不足等により供給が伸び悩み、慢性的な需給ギャップが生じ始めた。2010年には、約2,500百万立方フィート/日（MMCFD）の需要に対し、供給が2,000MMCFDと不足しており、肥料工場に対するガス供給制限や深刻な電力不足を引き起こしている。当面の供給増を担うべく、代替エネルギー源として石油燃料の輸入を行うと共にLNG輸入に向けた準備を進めているが、供給不足解消の目処は立っていない。バングラデシュ政府の今後の政策・方針等による抑制効果を考慮すると潜在需要は2030年に約6,000MMCFDまで伸びると見込まれており、既存ガス田の生産能力増強、新規ガス田の探鉱・開発、ガス搬送能力の強化、ガス利用の効率化等が喫緊の課題となっている。

天然ガスの生産・開発については、天然ガスの原始埋蔵量が35.5兆立方フィート（TCF）、可採埋蔵量が28.2TCFで、2010年12月時点の累積生産量は9.6TCF、残存可採埋蔵量は18.6TCFと推定されている。1998年以降、ガス田探査や生産への外国企業による民間投資が促進されているが、引き続き天然ガス生産量の半分を担う国有ガス生産会社により効率的な探鉱・開発・生産がなされていないことが、生産増大への主なボトルネックになっている。

天然ガスの搬送については、すべて国有企業が担っているが、主に北東部に偏在するバングラデシュの天然ガス産出地域から他の地域にガスを供給するためのガスパイプラインが未整備な箇所も多く、圧縮機も未設置であることから、ガス消費の最大負荷時のガス供給量が確保できていないことが問題となっており、ガスパイプラインの整備（延伸、圧縮機設置等）が急がれる。

ガス利用の効率化については、家庭向けの従量制による料金徴収システムが未導入で、消費量に関係なく定額でガスを消費できるため、ガスの浪費が問題となっており、従量制の導入（家庭へのガスメーター導入）が重要な課題となっている。

上述の背景の下、本業務においては、バングラデシュ国における天然ガス需要増への対応及び安定的かつ効率的なガス供給のため、天然ガス生産と搬送及びガス利用の効率化に資する機材・施設整備の円借款の審査に必要な情報を収集し、F/Sを行う。本F/Sの対象となるスコープは以下の通り。

- (1) ガス田開発用機材供与
- (2) ガスパイプライン整備

(3) プリベイド・ガスメーター供与

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

協力準備調査にて確認するが現在の想定は以下の通り。

ア ガス田開発用機材供与 : Bakhraabadガス田、Narsingdi ガス田

イ ガスパイプライン整備

(送管部分) : Dhauna-Elenga間

West Bank of Jamuna Bridge-Nalka間

Jalalabad - Bibiyana間

(配管部分) : Dhakaエリア10か所

Chittagongエリア1か所

エ プリベイド・ガスメーター供与 : Dhakaエリア、Chittagongエリア

(2) 相手国関係機関

電力鉱物エネルギー省及びベトロバングラ

(3) 業務内容

ア 事業の背景と必要性の確認(具体的にはエネルギーセクターの開発実績(現状)と課題、エネルギー及びガスセクターの開発政策と本事業の位置付け、事業の必要性(現状及び今後の見通し)、事業地周辺の自然条件、環境及び社会面の配慮の現状確認・把握など)。なお、調査内容には、以下の項目も含む。

1) 現在進行中および計画中のガス開発と、ガスパイプライン整備の整合性の確認

2) 河川、湖沼域を含んだ未探鉱地域の概況の把握

3) 現有ガス田の調査実施上の問題点の把握

4) 最新の地質調査結果の確認と今後の試掘計画の策定

5) 深部構造における石油の探鉱、及び非在来型資源(シェールガス、炭層メタン等)の探鉱に関するバングラデシュ国内における知見の有無、今後の調査計画および他ドナーによる支援概況の確認

6) ガス開発にかかる支援により期待される効果の確認

イ 事業実施計画の検討と提案

事業実施機関及び関係機関との密接な協議を通じ、既存関連施設との整合性を確保しつつ以下の点について適切な事業実施計画を策定する。

1) 事業の目的

2) 事業スコープの提案

3) 概略設計

4) 施工計画の策定

5) 概算事業費の算出

6) 事業実施スケジュール策定

7) 事業実施体制の提案

8) 調達パッケージの提案

9) 事業実施機関の財務状況の分析及び事業に関する財務計画の検討

10) 事業全体の経済分析(EIRR, FIRR)

11) 運用・効果指標の設定

12) 運営・維持管理体制の検討

13) 環境アセスメント報告書案の作成

14) 簡易住民移転計画の作成支援

15) その他以下の2点に関する計画作成及び提案

ガス処理にかかる教育訓練計画の提案

プリベイドメーター設置にかかる啓蒙活動計画の提案

7 成果品等

(1) インセプションレポート (2013年 6月中旬)

(2) インテリムレポート (2013年 9月上旬)

(3) ドラフトファイナルレポート (2013年11月上旬)

(4) ファイナルレポート (2014年 1月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/天然ガスセクター(評価対象予定者)

(2) 天然ガス開発計画1(生産)(評価対象予定者)

(3) 天然ガス開発計画2(貯蔵量分析)

(4) 天然ガス搬送計画1(機械)(評価対象予定者)

(5) 天然ガス搬送計画2(土木)

- (6) 天然ガス販売計画1
- (7) 積算（機材、施工）
- (8) 組織経済財務分析
- (9) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。